

神戸市保健医療審議会運営要綱

平成 12 年 5 月 11 日
審議会会长決定

(趣 旨)

第 1 条 この要綱は、神戸市保健医療審議会規則（昭和 53 年 12 月規則第 104 号）第 9 条の規定に基づき、神戸市保健医療審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項について定める。

(専門分科会)

第 2 条 専門分科会は、次の定数の委員で組織する。

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 保健所運営専門分科会 | 定数 25 名以内 |
| (2) 医療専門分科会 | 定数 20 名以内 |
- 2 第 1 項の各号に掲げる専門分科会への委任事務は、別表に掲げるとおりとする。
3 専門分科会は、分科会長が招集する。
4 専門分科会は、分科会に属する委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
5 専門分科会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、分科会長の決するところによる。
6 この要綱に定めるもののほか、専門分科会の運営に関し必要な事項は、専門分科会が定める。

(会議等の公開)

第 3 条 審議会、専門部会及び専門分科会（以下「審議会等」という。）の会議は、これを公開する。但し、審議会等のそれぞれの決議により公開しないことができる。

2 前項の規定により会議を公開するときは、開催日時等を市民に事前周知するよう努めるものとする。
3 公開・非公開の会議に関わらず、会議終了後すみやかに会議録又は会議録要旨（以下「会議録等」という）を作成する。
4 会議で使用した資料及び前項の規定により作成された会議録等の写しは公開する。但し個人情報等公にしないことが適當と認められる内容が記録されているものについてはこの限りではない。

(関係者の出席)

第 4 条 会長は、必要があると認めるときは、審議会への関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

2 前項の規定は、専門部会及び専門分科会に準用する。この場合、「会長」とあるのを「部会長」又は「分科会長」と読み替える。

(参 与)

第 5 条 審議会に参与を置く。

- 2 参与は、幹事のうちから会長が指名する。
3 参与は、会議に出席し、審議事項に関して意見を述べることができる。

(代表幹事)

第6条 審議会に代表幹事を置く。

2 代表幹事は、幹事のうちから会長が指名する。

3 代表幹事は、審議会等の所掌事務について委員を補佐する。

附 則 この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日より施行する。

附 則 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。

附 則 この要綱は、平成 28 年 11 月 4 日より施行する。

附 則 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。

別 表（第2条関係）

専門分科会への委任事務

1. 保健所運営専門分科会

- ①地域保健法第11条に定められた保健所の運営に関すること（保健所の所管区域内の地域保健に関する事項は除く。）
- ②重要感染症発生時の対策に関すること
- ③感染症の情報の収集や予防対策に関すること

2. 医療専門分科会

- ①「病院及び診療所の開設・増床許可等事務に関する事前協議事務処理要領」（平成29年4月1日、神戸市）の規定による、関係者との調整に関すること
- ②「地域医療支援病院名称承認等事務に関する事前協議事務処理要領」（平成11年1月12日、兵庫県）の規定による、関係者との調整に関すること
- ③「生活習慣病疾病別地域医療システムの整備推進について」（平成14年6月20日、兵庫県）に基づく、関係者との調整に関すること
- ④「地域災害救急医療マニュアルの策定について」（平成14年7月10日、兵庫県）に基づく、関係者との調整に関すること
- ⑤「救急業務の高度化の推進について」（平成13年7月4日、消防庁）及び「病院前救護体制の確立について」（平成13年7月4日、厚生労働省）に基づく、関係者との調整に関すること
- ⑥「兵庫県周産期母子医療センター指定等要領」（平成24年6月1日、兵庫県）の規定による、関係者との調整に関すること
- ⑦「神戸市認知症疾患医療センター検討委員会運営要領」（平成28年11月4日、神戸市）の規定による、関係者との調整に関すること
- ⑧その他、神戸圏域における医療に係る関係者との調整に関すること